

品質管理基準

平成22年7月
(令和7年4月改定)

宮崎県県土整備部

品質管理

1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値（案）

目次

1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	1
2 プレキャストコンクリート製品（JIS I 類）	4
3 プレキャストコンクリート製品（JIS II 類）	4
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	4
5 ガス圧接	6
6 既製杭工	6
7 基礎工	7
8 場所杭工	7
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	7
10 下層路盤	7
11 上層路盤	9
12 アスファルト安定処理路盤	11
13 セメント安定処理路盤	11
14 アスファルト舗装	12
15 転圧コンクリート	22
16 グースアスファルト舗装	24
17 路床安定処理工	30
18 表層安定処理工（表層混合処理）	31
19 固結工	31
20 アンカー工	31
21 補強土壁工	32
22 吹付工	32
23 現場吹付法枠工	34
24 河川土工	36
25 海岸土工	37
26 砂防土工	38
27 道路土工	38
28 捨石工	39
29 コンクリートダム	39
30 覆工コンクリート（NATM）	42
31 吹付けコンクリート（NATM）	45
32 ロックボルト（NATM）	46
33 路上再生路盤工	47
34 路上表層再生工	47
35 排水性舗装工・透水性舗装工	48
36 プラント再生舗装工	56
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	57
38 ガス切断工	57
39 溶接工	57
40 中層混合処理	59
41 鉄筋挿入工	60

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○
	(J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ッ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上、及び産地が変わった場合。		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	製 造 (プラント)	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施 工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-G 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg／㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg／㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／㎡以内で安定するまで、運搬車の3台ごと毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg／㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg／㎡以内の値を観測することという。 3)配合設計±20kg／㎡の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg／㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）以上または、重要構造物の場合は重要度に応じて、100～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時ととし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が0mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS Ⅰ類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS Ⅱ類)	材料	必須	製品検査結果(寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による			
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○
			骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	(JISマーク表示されたレデ		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	イメージ スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く	イ ミ ク ス ト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分 量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等)1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回／月以上		○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回／月以上 ただし、JIS A 6204(化学混和剤)は1回／6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g／ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。
	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごと毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷試験を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦圧接部を切り取って再圧接する。
				超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24dBとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目遣い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所ごと毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所ごと毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工したごと毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所ごと毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所ごと毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工したごと毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N／mm ²		
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める		
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する		
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する		
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR 20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	

8

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg／ℓ以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回／日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回／日)		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
12 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 安定処理材に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度(2.36mmふるい)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回／日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
			粒度(75μmふるい)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293,[4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事:異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			粗骨材の形状試験 舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験 JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験 JIS A 5008	1%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 - アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	- アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	- アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 - ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石 : 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下	・ 中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事 : 施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量 : 12%以下	・ 中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事 : 施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・ 舗装用石油アスファルト : 表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト : 表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト : 表3.3.4	・ 中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事 : 施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認
			軟化点試験	JIS K 2207 「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207 「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207 「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			引火点試験 JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験 JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験 JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	「舗装施工便覧」参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認
			タフネス・テナ シティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	プラント	必須	粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度(75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい: ±5%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認					
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。						
									温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
									外観検査(混合物)	目視		随時	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200mごとに1回							
15 転圧コンクリート	材料(J I S マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初							
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初							
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初							
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。						
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	2回／日(午前・午後)で、3本1組／回。							
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回／日。		○					
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回／日。		○					
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による	工事開始前、材料の変更時		○					
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○					
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時							
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○					

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g／ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	リ製造を（使用する場合は（JISマーク表示されたレディーミクスコンク	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材齢28日)。		
			温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定	Rt水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定		
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm以上 吸水率 :3.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3.3.17による。	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1／10mm)	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクスアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクスアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクスアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・ アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	ブランド	必須	貫入試験 40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒(目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
17 路床安定処理工			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。	○	
			場 舗 設 現	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
		材 料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
				CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		施 工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	設計図書による	500㎡につき1回の割合で行う。但ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」		設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-16 (ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	2回/日(午前・午後)		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pレポート(グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	午前・午後1度ずつ、各2回の平均値(フロー値)を確認することを基本とする。	
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認			
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。				
			その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			
			21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
				外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左				
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左			○		
			その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。				
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上				
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
			22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		J I S マー ク表示されたレ ディーミクス トコンクリ ートを使用する 場合は除く	骨材の密度及 び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロ ニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨 材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及 び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕 石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ 骨 材―第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ 骨 材―第2部:フェロニッケルスラグ 骨 材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ 骨 材―第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ 骨 材―第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ 骨 材―第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材 H)	○
				骨材の微粒分 量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実 績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作 用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すり へり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、 すりへり作用を受ける場合は3.0%以 下)	工事開始前、工事中1回／月以上及 び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以 上)	○
			砂の有機不純 物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧 縮強度が90%以上の場合は使用でき る。	工事開始前、工事中1回／年以上及 び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純 物を含む細骨材のモルタル圧縮強度 による試験方法」による。	○
			モルタルの圧 縮強度による 砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の 色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土 塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及 び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウ ムによる骨材 の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上 及び産地が変わった場合 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／年以上及 び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に 適用する。	○
			セメントの物 理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランド セメントの化学 分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び上水 道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量:2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分 以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28 日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及 び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に 以外の水の使用していることを示 す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分 以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28 日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及 び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水 以外の水の規定に適合するものと する。	○
	リ製 造 トを 使用 する 場合 はJ I S マー ク表示 されたレ ディー ミクス トコン クリ ート	必須	細骨材の表面 水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミラストコンクリート以外の場 合に適用する。	○
			粗骨材の表面 水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミラストコンクリート以外の場 合に適用する。	○
		その他	計量設備の計 量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材 :±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以 内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミラストコンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ 性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差 率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10% 以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差 率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以 上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使 用量が50㎡未満の場合は1工種1回以 上の試験。、またはレディーミラスト コンクリート工場の品質証明書等のみと することができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く 工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所 打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、 床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以 上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、 トンネル、舗装、その他これらに類する 工種)及び特記仕様書で指定された工 種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質 量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セパレータ等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			必須 コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」J(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	
		その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
		用 す る 場 合 は 除 く ()	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製 造 (J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必 須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	施 工	そ の 他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N／㎡以上(材齢28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランブ試験の項目を参照。	
		そ の 他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
24 河川土工	材 料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	必要に応じて。		
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	必要に応じて。					

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
	施 工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法					
				または、「Ri計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		その他	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	含水比の変化が認められたとき。			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による	トラフィカビリティが悪いとき。			
25 海岸土工	材料	必須	その他	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		
土の粒度試験				JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。			
土粒子の密度試験				JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。			
土の含水比試験				JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。			
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。			
土の一軸圧縮試験				JIS A 1216	設計図書による	必要に応じて。			
土の三軸圧縮試験				地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	必要に応じて。			
土の圧密試験				JIS A 1217	設計図書による	必要に応じて。			
土のせん断試験				地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	必要に応じて。			
土の透水試験				JIS A 1218	設計図書による	必要に応じて。			
施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法					
				または、「Ri計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	含水比の変化が認められたとき。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による	トラフィカビリティが悪いとき。	
26 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
27 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版]	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	施 工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事あたり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
			または、「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事あたり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪い時		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
28 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g／cm ³ ～2.5g／cm ³ ・準硬石：約2.5g／cm ³ ～2g／cm ³ ・軟石：約2g／cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N／cm ² 以上 ・準硬石：980.66N／cm ² 以上 4903N／cm ² 未満 ・軟石：980.66N／cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	ト製 を使 用 す る 場 合 （ は 除 く ）	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。
		必須	単位水量測定	「レディーミストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg／㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg／㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg／㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg／㎡以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg／㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg／㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡／日以上の場合：2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
		必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150㎡以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500㎡以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。 なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
		その他	温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。			
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/㎡以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		30 覆工コンクリート(NATM)	材料(J I S マー ク 表示 さ れ た 材 料)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
その他	骨材のふるい分け試験			JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	れたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g／ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g／ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	リ製造(を)を使用する場合(はJISマーク表示されない)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	施 工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg／㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg／㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg／㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg／㎡以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg／㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg／㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡／日以上の場合： 2回／日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／㎡、40mmの場合は165kg／㎡を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施 工 後 試 験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NATM)	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 ○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 ○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/ℓ以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 ○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	リ製造（プ 使用す 場合（J I 除く） 表示され レディー ミクスト コンク	その他	計量設備の計 量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混 ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差 率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差 率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質 量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。		○
			細骨材の表面 水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合 に適用する。	○
			粗骨材の表面 水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合 に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規 制	「コンクリートの耐 久性向上」仕様書	原則0.3kg／㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまた がる場合は、午前に1回コンクリート 打設前に行い、その試験結果が塩化物 物総量の規制値の1／2以下の場合 は、午後の試験を省略することができる。 （1試験の測定回数は3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均 値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海 砂の塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCE-C 502-2018,503-2018）また は設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの 圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度 の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した 呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の 試験値の平均値）	トンネル施工長40mごとに1回 材齢7 日、28日（2×3=6供試体） なお、テストピースは現場に配置さ れた型枠に工事で使用するのと同じコ ンクリートを吹付け、現場で7日間及び 28日間放置後、φ5cmのコアを切り取 りキャッピングを行う。1回に6本（σ7 …3本、σ28…3本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海 砂の塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCE-C 502-2018,503-2018）また は設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンク リートの初期 強度（引抜き せん断強度）	引抜き方法による 吹付けコンクリート の初期強度試験方 法（JSCE-G 561- 2010）	1日強度で5N／mm以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海 砂の塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCE-C 502-2018,503-2018）また は設計図書の規定により行う。	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差± 1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差± 2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海 砂の塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCE-C 502-2018,503-2018）また は設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海 砂の塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCE-C 502-2018,503-2018）また は設計図書の規定により行う。	
			コアによる強 度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
32 ロックボ ルト（NATM）	材料	その他	外観検査 （ロックボ ルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧 縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mご とに1回 3) 製造工場または品質の変更がある ごとに1回		
			モルタルのフ ロー値試験	JIS R 5201	設計図書による	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mご とに1回 3) 製造工場または品質の変更がある ごとに1回		
			ロックボルトの 引抜き試験	参考資料「ロックボ ルトの引抜き試験」	設計図書による	掘削の初期段階は20mごとに、その後 は50mごとに実施、1断面あたり3本均 等に行う（ただし、坑口部では両側壁 各1本）。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	1～2回／日		
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。 また、1孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡ごと		
		そ の 他	粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい:±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
	35 排水性舗装工・透水性舗装工	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率 :3.0%以下	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験 舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。 ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下 ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下 ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1／10mm)以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書（当該試験項目の試験成績表）を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス:20N・m	・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207		・ 中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事:施工前	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が ¹ 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ³ 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が ⁵ 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
	プラント	必須	粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	・ 中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
	ホイールトラッキング試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
	ラベリング試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○	
	カンタブロ試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による確認
	舗 設 現 場	必 須	温度測定(初 転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後 各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-154	X10 1,000mℓ／15sec以上 X10 300mℓ／15sec以上(歩道箇所)	1,000㎡ごと。		
			現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準 密度の94%以上を満足するものとし、 かつ平均値について以下を満足する ものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均値 X10が規格値を満足するものとする。 また、10孔の測定値が得がたい場合 は3孔の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値 をはずれた場合は、さらに3孔のデー タを加えた平均値X6が規格値を満足 していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合 は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロット あたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に 10孔追加し、測定箇所が均等になるよ うに設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡／1 ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場 合(維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。		
			外観検査(混 合物)	目視		随時		
36 プラント 再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽 出後の骨材粒 度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト 含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト 針入度	マーシャル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファルト 性状判定方法	20(1／10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超え る場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の 場合は、再生骨材を使用しない日を除 いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失 われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のア スファルトコンクリート再生骨材の水 洗前の75μmふるいにとどまるものと、 水洗後の75μmふるいにとどまるもの を気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、 その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファ ルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mm ふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	2.36mmふるい:±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm:±15%以 内 印字記録による場合は、「舗装再生便 覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回 ／日 ・中規模以上の工事:定期的または 随時。 ・小規模以下の工事:異常が認めら れるとき。 印字記録の場合:全数		○
			粒度(75μm ふるい)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16	75μmふるい:±5%以内 再アス処理の場合、75μm:±6%以 内 印字記録による場合は、「舗装再生便 覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回 ／日 ・中規模以上の工事:定期的または 随時。 ・小規模以下の工事:異常が認めら れるとき。 印字記録の場合:全数		○
			再生アスファ ルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:± 1.2%以内 印字記録による場合は、「舗装再生便 覧」表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回 ／日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合:全数		○
		そ の 他	水浸ホイール トラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-65	設計図書による	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッ キング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44	設計図書による	同左	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-18	設計図書による	同左	耐摩耗性の確認	○

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
			温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の均值X10が規格値を満足するものとする。 また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			真直度	計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
39 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準

工 種	種別	試験 区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	
			マクロ試験： 開先溶接	JIS G 0553に準じ る。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示 方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験 溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の 条件で溶接施工試験を行い、かつ施 工経験をもつ工場では、その時の試験 報告書によって判断し、溶接施工試験 を省略することができる。	○
			非破壊試験： 開先溶接	「日本道路協会道 路橋示方書・同解 説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材 編 20.8.6外部きず検 査 20.8.7内部きず 検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示 方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験 溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の 条件で溶接施工試験を行い、かつ施 工経験をもつ工場では、その時の試験 報告書によって判断し、溶接施工試験 を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験 を行う者は、それぞれの試験の種類に 対応したJIS Z 2305(非破壊試験－技 術者の資格及び認証)に規定するレベ ル2以上の資格を有していなければな らない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射 線透過試験におけるレベル2以上の資 格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、 超音波探傷試験におけるレベル3の資 格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う 場合は、超音波探傷試験におけるレ ベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験： すみ肉溶接	JIS G 0553に準じ る。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋 示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験)溶接方法及び試験片の 形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示 方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.4 溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試 験(マクロ試験)溶接方法及び試験片 の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の 条件で溶接施工試験を行い、かつ施 工経験をもつ工場では、その時の試験 報告書によって判断し、溶接施工試験 を省略することができる。	○
			引張試験：ス タッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/㎜以上、引張強さは 400～550N/㎜、伸びは20%以上と する。ただし溶接で切れてはいけな い。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で 溶接施工試験を行い、かつ施工経験 をもつ工場では、その時の試験報告書 によって判断し溶接施工試験を省略す ることができる。	○
			曲げ試験：ス タッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で 溶接施工試験を行い、かつ施工経験 をもつ工場では、その時の試験報告書 によって判断し溶接施工試験を省略す ることができる。	○
			突合せ溶接継 手の内部欠陥 に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上 許容される寸法以下でなければならな い。 ただし、寸法によらず表面に開口した 割れ等の面状きずはあってはならな い。 なお、放射線透過試験による場合に おいて、板厚が25mm以下の試験の結 果については、以下を満たす場合に は合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの 像の分類方法)に示す2類以上とする 。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの 像の分類方法)に示す3類以上とす る。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内 部きず寸法の許容値を板厚の1/3と する。ただし、疲労の影響が考えられ る継手では、所定の強度等級を満た す上で許容できるきず寸法はこの値よ り小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104 による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合は JIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解 説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及 び表-解20.8.7に各継手の強度等級を 満たす上での内部きず寸法の許容値 が示されている。なお、表-解20.8.6及 び表-解20.8.7に示されていない強度 等級を低減させた場合などの継手の 内部きず寸法の許容値は「日本道路 協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・ 鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示さ れている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射 線透過試験におけるレベル2以上の資 格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、 超音波探傷試験におけるレベル3の資 格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う 場合は、超音波探傷試験におけるレ ベル2以上の資格とする。	○
			外観検査(割 れ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で 目視検査する。目視は全延長実施す る。ただし、判定が困難な場合は、磁 粉探傷試験または浸透探傷試験を用 いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を 行う者は、それぞれの試験の種類に 対応したJIS Z 2305(非破壊試験－技 術者の資格及び認証)に規定するレベ ル2以上の資格を有していなければな らない。	
			外観形状検査 (ビード表面 のビッド)	・目視及びノギス等 による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十 字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手 には、ビード表面にビッドがあっては ならない。その他のすみ肉溶接及び部 分溶込み開先溶接には、1継手につき 3個または継手長さ1mにつき3個まで を許容する。ただし、ビッドの大きさが 1mm以下の場合、3個を1個として計 算する。	検査体制、検査方法を明確にした上 で、目視確認により疑わしい箇所を測 定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認			
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ 鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。			
			外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。				
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4／25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。 なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15° の角度まで曲げるものとする。 ・15° 曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			
		40 中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
					土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
					テーブルフロー試験	JIS R 5201				
					土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216				
その他	土粒子の密度試験			JIS A 1202	設計図書による	土質の変化したとき必要に応じて実施する。				
	土の粒度試験			JIS A 1204						
	土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1205						
	土の一軸圧縮試験			JIS A 1216						
土の圧密試験	JIS A 1217									
土懸濁液のpH試験	JGS 0211	有機質土の場合は必要に応じて実施する。								
土の強熱減量試験	JIG 0221									

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による。均質性の目視確認。	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体採取する。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	
41 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・ 目視 ・ 寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
			必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
	施工	必須	引抜き試験(受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・ 施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・ 載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	引抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・ 地層ごとに3本以上を標準とする。 ・ 載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・ 初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		